

松戸駅周辺まちづくり委員会の傍聴に関する要領

(傍聴受付簿)

第1条 松戸駅周辺まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴受付簿に住所、氏名その他委員会の委員長が必要と認める事項を記載しなければならない。

2 傍聴受付簿は、先着順に記載する。

(会議の会場に入ることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議の会場に入ることはいない。

- (1) 危険のおそれのある物品等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 前3号に定めるもののほか委員会の委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴許可)

第3条 委員会の委員長は、第1条に規定する傍聴しようとする者に対し、会議の会場の広さに応じて設定する定員の範囲内で傍聴を許可するものとする。

2 傍聴しようとする者が、前項に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴席に入ることができる者（以下「傍聴人」という。）を決定する。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守し、係員の指示に従わなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を委員会の委員長の許可を得ないで行なわないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の維持等)

第5条 委員会の委員長は、傍聴人が前項に違反した場合又は会議の運営上必要があると認める場合は、傍聴人に対し静止及び退席をさせる等の必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、令和4年6月14日から施行する。